

脳脊髄液減少症患者の救済に向けた
仕組みづくりを求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
厚 生 労 働 大 臣
国 土 交 通 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

脳脊髄液減少症は、交通事故により身体に強い衝撃が加わることなどで発症し、硬膜から脳脊髄液が漏れ出すことで、頭痛、めまい、倦怠感など、多様な症状が引き起こされ、場合によっては重篤化を招く深刻な疾患である。

一方で、同じく頭部外傷などを原因として発症する高次脳機能障害は、臨床研究が進み、後遺障害等級の認定体制の充実が図られてきたのに対し、脳脊髄液減少症は、統一的な診断基準が確立していないことから、多くの患者が十分な補償を受けられていない。

自動車事故被害者は自賠責保険による救済が図られているが、脳脊髄液減少症は症状が慢性化することもあり、また、認知度の低さから、周囲の理解が得られにくいなど、負担は一層深刻であり、実態に即した支援に向けては、審査において専門医が関与する体制の構築等が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、脳脊髄液減少症患者の救済に向けた仕組みづくりにより、公平公正な自賠責保険制度を確立するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 国において、脳脊髄液減少症の診断基準の確立を早急に行い、治療方法の研究開発などを進めること。
- 2 自賠責保険の脳脊髄液減少症に関する後遺障害等級の認定において、高次脳機能障害と同じように、専門医による認定システムを構築すること。